

平成30年第3回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 9月4日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○同意第 1号 板倉町教育委員会委員の任命について	10
○報告第 5号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	11
○議案第49号 板倉町行政組織条例の一部改正について	12
○議案第50号 板倉町税条例等の一部改正について	15
○議案第51号 財産の取得について(板倉町防災行政無線戸別受信機)	16
○議案第52号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について	18
○議案第53号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	18
○議案第54号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	18
○認定第 1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	19
○認定第 2号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	19
○認定第 3号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	19
○認定第 4号 平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	19
○認定第 5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
○陳情第 4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について	23

○散会の宣告	24
散会（午前10時44分）	24

第2日 9月5日（水曜日）

○議事日程	25
○出席議員	25
○欠席議員	25
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	25
○職務のため出席した者の職氏名	26
開議（午前9時00分）	27
○開議の宣告	27
○諸般の報告	27
○一般質問	27
針ヶ谷 稔也 議員	27
小森谷 幸雄 議員	41
荒井 英世 議員	53
小林 武雄 議員	65
○議案第52号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について	78
○議案第53号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	78
○議案第54号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	78
○散会の宣告	80
散会（午後2時42分）	80

第11日 9月14日（金曜日）

○議事日程	81
○出席議員	81
○欠席議員	81
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
○職務のため出席した者の職氏名	82
開議（午前9時00分）	83
○開議の宣告	83
○諸般の報告	83
○議案第55号 財産の取得について（板倉町役場庁舎什器備品）	83
○議案第56号 財産の取得について（板倉町役場庁舎移動棚）	83
○認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	84

○認定第 2号	平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	84
○認定第 3号	平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	84
○認定第 4号	平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	84
○認定第 5号	平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	84
○陳情第 4号	群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について	87
○日程の追加		88
○発議第 1号	群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について	88
○報告	事務事業評価結果について	90
○閉会中の継続調査、審査について		90
○町長挨拶		91
○閉会の宣告		94
閉 会	(午前 9時49分)	94

板倉町告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成30年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年8月31日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 平成30年9月4日
2. 場 所 板倉町役場 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林 武 雄	議 員	2 番	針 ヶ 谷 稔 也	議 員
3 番	本 間 清	議 員	4 番	亀 井 伝 吉	議 員
5 番	島 田 麻 紀	議 員	6 番	荒 井 英 世	議 員
7 番	今 村 好 市	議 員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議 員
9 番	延 山 宗 一	議 員	1 0 番	黒 野 一 郎	議 員
1 1 番	市 川 初 江	議 員	1 2 番	青 木 秀 夫	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成30年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年9月4日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 同意第 1号 板倉町教育委員会委員の任命について
日程第 4 報告第 5号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 5 議案第49号 板倉町行政組織条例の一部改正について
日程第 6 議案第50号 板倉町税条例等の一部改正について
日程第 7 議案第51号 財産の取得について（板倉町防災行政無線戸別受信機）
日程第 8 議案第52号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について
日程第 9 議案第53号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第10 議案第54号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第11 認定第 1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第12 認定第 2号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 認定第 3号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 認定第 4号 平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 認定第 5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16 陳情第 4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出
について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実町長
中里重義副町長

鈴	木		優	教 育 長	
落	合		均	総 務 課 長	
根	岸	光	男	企画財政課長	
峯	崎		浩	戸籍税務課長	
山	口	秀	雄	環境水道課長	
橋	本	宏	海	福 祉 課 長	
小	野	寺	雅	明	健康介護課長
伊	藤	良	昭	産業振興課長	
高	瀬	利	之	都市建設課長	
多	田		孝	会計管理者	
小	野	田	博	基	教 育 委 員 会 長
伊	藤	良	昭	農 業 委 員 会 長	

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事 務 局 長	
川	野	辺	晴	男	庶務議事係長
福	知	光	徳	行政安全係長兼 議会事務局書記	

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

ただいまから告示第80号をもって招集されました平成30年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○青木秀夫議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。大変ご苦労さまでございます。

本日は、ただいま議長からご案内ありましたように、平成30年第3回板倉町議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中をご出席をいただきましてありがとうございます。

今年も既に残暑と、まさに台風シーズンに入っておりまして、今朝も台風21号が勢力を落とさずに四国に上陸しようとしている状況でもございます。38度から39度という猛暑と台風の発生も既に21個を数え、異常な年としての記録を更新しているようであります。今回も本土直撃型であり、当然被害がないことを祈るわけであります。

当地区においても、田植え以降の平均気温、ずっと高目で推移いたしておりまして、収量の話等々をまだ聞いておりませんが、多分これまでの高温続きでは、品質あるいは収量に何らかの影響があるのではないかとこのふうにも思っておるところでもあります。秋野菜の中心である抑制キュウリも、適温28度ということですから、あるいは24度から28度ですから約10度以上も高い中をずっと生育しているということで、同じく品質等に影響があるのではと心配されているようであります。

6月、7月、8月の熱中症の救急搬送も前年8に対して、今年は3カ月間で18、10件の増、2.2倍ということで、もう少しの期間であろうと思いますが、暑さに対する心配が続いておりますし、今回の台風もあわせ、今後の台風の発生数も史上最も多くなる可能性があると言われているので、先般の台風直撃ではありませんでしたが、台風20号の前後で館林野辺町から邑楽町にかけての竜巻の被災とあわせて本格的台風シーズンに入っておりますので、自然災害の発生にこれからのいよいよある意味では本番ということもありますので、気の抜けない状況が続くところでもあります。

世界経済もアメリカの利上げ傾向の影響に微妙に関心を世界中で高めておることだそうでございます。日本も日銀の金利政策の利上げ動向に注視し始めているようであります。それは円高あるいは株安に影響し、せつかくの超金融緩和政策に水を差すような方向性を伴うものでありますから、アベノミクス、この評価もいろいろあるようではありますが、輸出に頼る大企業に影響が出かねないことから、これも注視を現在しているというところでありましょう。

拉致、核、安全保障問題としての日朝問題も、朝鮮のトップ会談、あるいは米朝のトップ会談が予想に反した急ごしらえと言われましたが、急ごしらえのトランプ大統領の判断で実現をし、最も解決が難しいと言われておりました長年にわたっての朝鮮半島をめぐる危機も一瞬あるいは一定時期、これまでやや遠くへ去

って明るい見通しが出てきたということで、一時関係国の間をそんな明るさも駆けめぐったわけでありましたが、その後、本日まで進展が、案の定といいますか、予測どおりといいますか、順調に進んでいないようであります。にわかには中朝、韓米日の間で再模索を始めなければならない雰囲気になりつつある状況かと思っております。

アメリカのトランプ大統領がどう出るか、米国頼みだけの日本外交も独自の展開を求められつつあると言えようかと思えます。あわせてトランプ政権の保護主義あるいは自国優先の、そういうふうに見えます昨今の関税の報復合戦に、世界の自由貿易の秩序が大きく乱れ始めておるようでありまして、途上国の通貨危機もあらわれ始めていることから、第2次通貨危機の心配も出始めているようであります。

このような世界の動きの中、政権党である自由民主党の総裁選が9月20日に迫って、既に始まっておるということでありまして、自由民主党の総裁イコール総理大臣を選ぶ選挙ということでありますから、自民党内の選挙ではありますが、国民の関心も高まってきている状況であります。おごりからと言われる問題発言の頻発、首相を含む内閣としての不信感を高める問題に対する対応、あるいは官僚の隠蔽体質による犯罪とも言われかねない事案の多発、セクハラあるいは収賄に発展した諸事案、文科省絡、そして最近では発令元である国の中心が障害者雇用の水増し問題等々、それらに対し国民の七、八割が納得しない相対的な説明責任の不十分さ等々露出をした日本国中央の非模範的姿勢は、日本の民主的な成熟した政治と思えないような状況でありました。

この一、二年の政治のあり方を含めた、まさに今後の方向性を委ねる総理大臣を選ぶ選挙でもあらうと思えます。内政はいずれにしても、外交もというようなことも含めて相対的な判断がなされるかと思えますが、自民党議員あるいは党員だけの都合のよい選挙だけでなく、文字どおり過去6年間の公約が果たしてどの程度達成したのかとか、いろいろ今後3年間の方向性をこの機会に徹底的に語り合うべきものというふうに思っておりますが、現状の候補者はいかななものかと、そんな現状かと思っております。

話も変わりますが、県レベルにおいても衝撃的な出来事が突然起こるわけでございます。隣県の長野県の御嶽山の突然の噴火による大災害というか被害、草津白根の同じく噴火、上野村の東邦航空のヘリ墜落、そして今回の中之条町のはるな墜落等いずれも自然の営みに対する人間や機械のヘリコプター等々、挑戦の中で起こった悲惨な事故でありまして、人間の理性、知性をもってしても自然の神秘あるいは脅威には勝てない、結果的には人災であろうかと思っております。

かといって、次から次へと自然への挑戦を目指す、そういった人々は、もちろん相当数おるわけでありまして、救助体制は幾ら危険であっても保持せざるを得ないというそういう現実もあるわけでありまして、防災ヘリや救助要因の保持はどうしても必要であり、犠牲になられたスタッフの皆様の崇高な使命と、そういったものもあり得るということを感じての出動精神に対して敬意を表したいと思えますし、危険を伴う救助職の絶えない人材、人材の絶えない育成といいますか、そういったことに対して、今のところはそういう方々がいなくなってしまうという心配がないわけでありまして、非常にありがたく、その気概や育成努力に感謝を申し上げたいところであります。

稜線トレイルとか等も、いわゆる山頂、山の頂の連峰の天辺をずっと歩くコースを作成した県の施策であります。見ようによっては常に遭難可能性大のコースでもありまして、観光の延長線上のコースとして設定をされた、作成をされたようでありまして、果たして適当かどうかということも一考する必要もあるので

はないかと思えますし、コース自体のできる限りのさらなる安全や入山計画も厳しくチェックする手続を担保すべきだというふうに知事には、この場から要請をしたいというふうに思います。

さて、我が町におきましては、ご承知のとおり、庁舎建設も当初計画に対し、遅れはあるものの、再設定された完成日に向かって、完成月といいたし、向かって一応進んでおるところであります。移転に対し、事務机や椅子、ロッカー、書棚、調度品等々、その他の電化製品等々も含め、必要新規購入分を分別、選定し、先般入札を行ったところではありますが、安価、思った以上の低い落札となり、喜んでおるところであります。

引っ越しについても、業者と連携した荷まとめ、あるいは搬出、新庁舎への設置等々、他町の例を参考に、業者分の入札や一連の流れを念頭にシミュレーションも開始いたしております。建設工事、電気工事、機械工事も順次完成へと向かっておるはずでありまして、その後は外構工事あるいは植栽工事、検査と移っていく計画であります。先般も議員さんの要請でもありましたし、当初のこちら側の計画でもありましたが、その計画に沿って見学会も開催いたしたところでもあります。ちなみに、我々が考えるほど町民の皆さんも関心は持っておるようですが、見学会に参加する人は少ないということが実態でございます。

さて、小学校再編も平成32年4月実施に向かって一応計画どおり進んでおりまして、校名、校歌、服装、スクールバス、これはコース、時間、停留所、運行、それから校舎の改修箇所、あるいは教室の検討、給食関係、その他もろもろについても基本的に安全安心を前提としながら、慎重、丁寧に、これもPTA、地域、議会あるいは我々事務サイド等々連合で組織された検討委員会で協議をしながら、さらに順調な滑り出しに必要な項目を再編に向けてしっかりと検討して実施をしまいたいというふうに思っております。

飯野地先のミニ防災ステーション、下五箇の防災タワーの建設は、ほぼ今、計画どおり進んでいるということでもよろしいかと思っております。ご相談を投げかけてきました広域防災無線システム、屋内ラジオ型も本議会の承認をいただいて、発注に進む段取りとなっており、並行して新庁舎工事に基地局整備も既に盛り込んで進んでおりますし、住民登録のある全世帯に無償貸与を前提に、これも町民代表で構成する検討委員会で貸与規則等の整備もあわせて進めながら、10月いっぱいを目途に各世帯からのいわゆる申請手続、利用したいと、対応に対する申請手続を終了し、おおむねの発注確定をしたいと考えております。

東日本豪雨被災以来、全国各地での豪雨災害の増加により、導入機器の受注が激増しておると会社様が言っておるわけでありまして、生産が間に合わなくなっているとの企業さんからの話から、今年度いっぱいから4月以降の新年度に納期がずれ込む可能性は既に言及されておりました、配布完了、実施テストを踏まえての本格的な稼働というのは4月以降と見込んでおるところであります。したがって、今期の台風のシーズンにはもちろん間に合わないということではありますが、冒頭申し上げました対応については、現段階で用いる対応を全て駆使して、とりあえずは次の台風シーズンまでには完備されるだろうというふうに考えておりますので、ご承知おきをいただければというふうに思います。

最も関心の高い館林市との合併問題ではありますが、協議会を重ねて13回を数えました。一定のところまでは順調に協議も進みましたが、ご承知のように今年3月以降6カ月間で2回の協議会開催にとどまっております。その大きな理由は、今後上程されようとしている議題に対し、両自治体の現状に大きな違いが見受けられ、一方に合わせれば大きな財源が必要となり、また他方一方に合わせればサービスの大きな低下を招く。さらに、折衷案もそう簡単には出しづらいという問題が、なかなかそういった共通した問題が、いわゆる底

辺にある問題が多いということでありまして、なかなか簡単に解決できないためと考えております。このことは、言いかえると両自治体とも首長の政治姿勢、あるいは重点公約、町の歴史、風土を踏まえた将来に対する展望、施策全般に対する価値判断、あるいは財政内容等の違いから、現時点ではどうしてもまだ譲り合うことができない項目が相当数あると思われる状況であります。

9月に入り、ちょうど館林市市議選が行われることから、その結果を待って、さらに協議再開の準備を進めることになっているというふうに言えようかと思いますが、既に当町におきましても来年4月の町の議員選挙も予定されておりまして、それまでの一定の期間内に何らかの結論を出すこともあわせて、両首長や、あるいは協議会そのものの共同体に求められることもあるというふうを考えておりまして、このような状況ですので、町民の皆さんの合併の賛否、それぞれの立場からどうなっているのかといういわゆるそういう意味での関心も含めて、説明会はどうなっているのか、いろんな要望、関心も高まっているとは承知をいたしておりますが、まだ方向性も含め合意の難しさを伴う重要案件が全く解決されていませんので、説明責任が負えない状況でもあるわけでありまして、合併協議会だよりの今日までの内容が全てでございますので、每户配布いたしておりますから町民の皆様にはしっかりと当然読み込んでいただきたいと、それ以外に対応のしようはないというふうに思っておるところであります。

主立った取り組みを含め、必要な行政内容に全職員一丸となって連日こうして取り組んでおりますが、あっと言う間に平成30年度も半年程度、平成28年度の決算から1年が過ぎまして、月日の流れの早さを痛切に感じております。平成29年度決算については、過日、江田、青木両監査委員さんから、一応財政も健全に運営され、適切な予算の執行によって福祉の向上と社会の発展に努力されており、行政目的が大方達成されたものとの評価をいただいております。さらに行政改革のより一層の推進と健全財政運営の堅持にさらに努力せよとの意見をいただいたところでもあります。このことを踏まえ、さらに町政各般の充実に精力的に対応してまいります。まずは今議会、平成29年度の決算が中心になるわけでありまして、それらも認定いただきますとともに、また今年度、補正を含む各議案のご審議いただく予定でございますので、原案どおりご決定いただきますよう慎重にご審議いただきまして、お力添えをいただければと思っております。

以上、長くなりましたが、開会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職・氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件の任命同意1件、財政健全化法に基づく報告1件、条例の一部改正議案2件、財産の取得議案1件、補正予算議案3件、決算認定議案5件、陳情1件であります。

また、議員配付のみの陳情につきましては、お手元の陳情文書表のとおり1件提出されておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○青木秀夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

1番 小林武雄 議員

2番 針ヶ谷稔也 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○青木秀夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

市川議会運営委員長。

[市川初江議会運営委員長登壇]

○市川初江議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、会期の決定についてご報告を申し上げます。

本定例会の会期及び議事日程についてご報告を申し上げます。会期につきましては、8月21日、議会運営委員会を開催し、協議した結果、本日9月4日から14日までの11日間といたします。

次に、議事日程ですが、本会議初日の本日は、人事案件の同意第1号について提案者から提案理由説明の後、質疑、討論を省略し、採決いたします。次に、報告第5号について、提案者からの報告を受け、議案第49号議案から第51号については、提案者から提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、議案第52号から議案第54号の補正予算3議案については、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託をいたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案の審査、委員会採決をいたします。次に、認定第1号から認定5号の平成29年度の決算認定5議案については予算決算常任委員会、陳情第4号については総務文教福祉常任委員会へ付託をいたします。以上で本会議初日の日程を終了いたします。

第2日目の5日は、4名の議員が一般質問を行います。一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託しました補正予算3議案について、委員長から審査結果報告の後、審議決定し、本会議2日目を終了いたします。

第3日目の6日は総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

第4日目の7日は産業建設常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

休日を挟み、第7日目の10日から第9日目の12日までの3日間は予算決算常任委員会を開催し、付託した平成29年度の決算認定5議案について、各課局ごとの審査及び決算全体に対する総括質疑の後、委員会採決をいたします。

第10日目の13日は休会とし、第11日目、最終日の14日は予算決算常任委員会へ付託した平成29年度の決算認定5議案並びに総務文教福祉常任委員会に付託した陳情案件について、それぞれの委員長から審査結果報

告の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、予算決算常任委員会において実施した事務事業評価について、委員長から評価結果を報告いたします。

最後に、閉会中の継続調査、審査について決定いたし、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日から14日までの11日間と決定いたしました。

○同意第1号 板倉町教育委員会委員の任命について

○青木秀夫議長 日程第3、同意第1号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 早速議題の審議をお願いしたいと思います。

同意第1号の提案理由を申し上げたいと思います。板倉町教育委員会委員の任命についてでございます。

本案は、板倉町教育委員会委員であります宮内隆勝氏が、平成30年9月30日に任期満了となりますので、それに伴う人事でございます。後任者につきましては、慎重に人選を行いました結果、氏名、矢嶋廣紀氏、を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

矢嶋廣紀氏は、昭和55年4月に埼玉県の教員となり、14年間教諭を務め、その後、平成6年4月からは指導主事として4年間、また平成10年4月からは、小学校の教頭として15年間勤められ、教育において高い見識を備えている方でございます。

以上申し上げたことから、その職責を立派に遂行していただけるものと考えておρισして、この件につきよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。人事案件でございますので、以上ただいま申し上げました内容でご審議をいただきたいと思ひます。したがって、課長のさらに加える説明はございません。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

同意第1号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願ひます。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

○報告第5号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○青木秀夫議長 日程第4、報告第5号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、続いてお願いを申し上げます。報告第5号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。提案理由を申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなど、町の行政事務本体、すなわち一般会計における赤字の程度を示す指標であります。本町におきましては、実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化判断基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

次に、連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、赤字が黒字を上回る場合に、その程度を示す指標であります。本町においては、全ての会計が実質赤字、または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%となっております。

実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標であります。本町における実質公債費比率は3.7%であります。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標であります。今回は、充当可能基金と元利償還金の普通交付税における基準財政需要額算入見込み額を合わせた充当可能財源等が、町債残高などを主とした将来負担額を上回るということになったため、将来負担比率も同じく算定されません。なお、早期健全化基準は350%、財政再生基準は、これについてはありません。

次に、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標でございます。公営企業会計ごとに算定することとなっております。本町では下水道事業特別会計が該当となりますが、資金不足ではないため、資金不足比率は算定されません。なお、これについての早期健全化基準に相当する経営の健全化基準は20%でございます。

監査委員の審査意見書は、お手持ちのとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

以上で報告を終わります。以上で、課長のこの件についても説明は予定しておりませんので、よろしくお

願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 以上で報告第5号を終わります。

○議案第49号 板倉町行政組織条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第5、議案第49号 板倉町行政組織条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第49号であります。板倉町行政組織条例の一部改正についてであります。

提案理由につきまして、本案はより効率的でわかりやすい行政組織とするため、新庁舎への移転に合わせて行政組織改編及び事務分掌を変更するものでございます。

具体的には、1点目は課名の変更で、戸籍税務課を税務課に、環境水道課を住民環境課に改めます。

2点目は課の分掌事務の変更などで、総務課は、総務課の事務分掌の中での統計に関することを削除し、その他他課に属さないことを加えます。税務課は、旧戸籍税務課の分掌事務のうち、税務に関すること、介護保険料の賦課徴収に関すること及び後期高齢者医療保険料の賦課徴収に関することを、いわゆる課の仕事の幅としております。分掌事務としております。住民環境課は、旧戸籍税務課の分掌事務のうち、町民相談及び町民生活に関すること、戸籍及び住民基本台帳に関すること及び国民年金に関すること、並びに旧環境水道課の分掌事務を分掌事務とすることとします。福祉課は、障害者福祉に関すること及び子育て支援に関することを、さらに現在に加えます。健康介護課は、老人保健に関することを削除いたします。産業振興課は、統計に関すること及び消費生活相談に関することを加えます。

ということで、これらについての施行日につきましては、新庁舎の開庁に合わせるため、施行日等々の問題については規則に委任をしたいというふうに思っております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしく願いを申し上げます。これにつきましても、ただいま申し上げましたそれぞれの仕事のいわゆる課を改めることによって、適正にやりやすい形だと、あとは町民の皆さんがわかりやすいような課名のほうに差しかえるというか、横移動をさせることでありますので、担当課長のこれについての説明は予定をしております。よろしく願いします。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 今回の行政組織の条例改正につきましては、ただいま提案理由の説明にありましたとおり、新庁舎の開庁に伴うものということが大きな目的であるというふうに思っております。そういうことを考えますと、新庁舎の開設に当たって、本条例改正で具体的に町民にサービス向上にどのような形で取り組んだのか、その結果、こういう条例改正になりましたよというのがありましたら、具体的事例を挙げていただきたいというふうに思います。

それと、出先の部分が余りないのですけれども、幾つかあるのですが、出先の事務所については、今回、新庁舎開庁と同時に、新庁舎に入って一元化されるのかどうか、その辺も具体的なものを示していただけ

ばというふうに思います。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 それでは、ただいまの今村議員さんからのご質問につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1点目の新庁舎開設に当たってのサービス向上という部分で、これまでご存じのとおり、庁舎が分かかれておりましたので、それが一本化されるということがまず一番大きな町民の方に対してのサービス向上という部分であると思います。庁舎のフロアの配置につきましても、住民サービス、直接住民の方に関連がある部署について1階のほうに配置をいたしまして、その中で、これまで環境水道課ということであった部分が整理をされて、住民環境課という形で直接窓口関係、戸籍年金関係とか、そういった部分については一本化されたような形となります。

過日の全員協議会のほうでもご質問いただきましたが、住民の方への相談関係の窓口についても、これまで同様、住民環境課のほうで中心となって行うような形で、相談をいただくような場所についても、ハード的な部分でも相談をいただけるような部署についても用意ができたような形です。

また、総務課でも、これまで安全安心係という部分で、特に防災とかそういった部分について行政安全係のほうで実施しておりましたが、この部分についても係を分けるというような形で、特に防災面にもさらに力が入られるというような組織改編につながっていくというふうには考えています。

それと、2番目の出先のほうの事務所の関係でございますが、これまで資源化センターに環境係が部署しておりましたが、資源化センターにつきましてから、今度は環境係については環境下水道係ということで役場庁舎の中に入るような形となります。また、商工観光係につきましても、現在の販売センターから役場庁舎の中に移るような形となっております。

以上でございます。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 今回の業務内容を入れかえているというような部分があるのですが、時代の要請に伴いまして、または町長の政策執行に当たって、新しい業務があるのかどうか、それと今までやられていた業務で、もう必要なくなってしまったという部分で整理をされて業務内容が変更されている部分があるのかどうか、その辺についてお願いをしたいというふうに思います。

当然、新庁舎ができますと、今までよりはサービス内容、当然上がるのが当たり前の話なのですが、今回仕事の内容を入れかえたりしたことによって、関連する仕事、いわゆる関連するサービス内容が一元化されている部分があるのかどうか。あとは総合窓口的な取り扱いについてはどう考えているのか、その辺について。町民が1階でほとんど通常の行政サービスを受けられるのだと思うのですが、その辺の総合的な窓口的なものは当然考えているのかどうか、その辺についてもハード部分と今回、ソフト部分との整合性について、どのように対応されたのかお願いいたします。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 まず、1点目の新しい業務ということでございますが、一番大きな部分は、先ほどの

ご説明の中で、総務課におきまして安全安心係という係として分割したという部分が、総務課の担当といたしましても一番大きな部分になるのかなと思います。

また、それと同じく総務課に、これまでその他他課に属さないことという部分がございますが、実態的には行っておりましたが、その部分を新たに事務分掌として明確に加えたという部分がございます。福祉課の障害とか子育ての関係につきましては、これまで行っていたものが課の設置条例上でなかったという部分でございますので、これは従来の事務というものでございます。逆に古い業務の整理という部分につきましては、健康介護課の老人保健に関することでございますが、こちら平成20年3月に後期高齢者医療制度のほうに移行しまして10年が経過いたしまして事務もなくなっているということで、今回、削除をさせていただいたという部分がございます。以上が新しい業務と古い業務の整理という部分となるというふうを考えております。

次に、総合的窓口の部分でございますが、先ほど申し上げましたが、新しい庁舎の中で課の配置関係等もございまして、一番最前線となります住民環境課の戸籍年金係、こういった部分が、まずお客様がいらっしゃる場合に声をかけていただく部署となりますので、その部分等で必要な要件によって対応させていただいたりとか、担当部署のほうのご案内等をさせていただくような形になるというふうには考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 新庁舎に入って各課の配置、業務内容、そういうものが変わってくるのですが、その辺の町民サービスに対する研修みたいのは現場である程度考えているのかどうか。

それともう一点、総合窓口というのは住民環境課の中に設けるという話で、そこへ行くと全体のこういう手続をしたいのだけれども、どこへ行ったらいいのでしょうかというのは全てわかるようになるというふうに理解してよろしいのかどうか。

それと、新しい庁舎でありますので、ジュースだとかそういうものの自動販売機の設置とか、銀行のATMはなくなってしまったのですが、新しい庁舎になった場合は、それ設置ができるのかできないのか。できれば今コンビニでもATM使えますので、そういう町民の利便性も考えると、ある程度いけばそこで間に合うというものについてはどう対応されるのかどうか。それはこれからの話だと思っておりますけれども、考え方をお願いいたします。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 まず、1点目の町民サービスへの研修ということでございますが、これはまた新しい庁舎の実際部署、配置が決まった時点で、またそういった研修のほうは実施したいというふうに考えております。

次に、総合窓口の関係ですが、先ほど一義的には、一番お客様がいらっしゃる部分で戸籍年金というふうに答弁させていただきましたが、具体的にこの部分については今後検討してまいりたいというふうには考えております。

それと、自販機の関係については、企画財政課長のほうから答弁させていただきます。

○青木秀夫議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 自販機につきましては、庁舎の外側に1台、また庁舎の1階部分についても、庁舎の南付近になるのですけれども、そこに1台、また2階の職員休憩室に1台、その3カ所を予定しております。また、銀行ATMについては、予定はありません。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決いたしました。

○議案第50号 板倉町税条例等の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第6、議案第50号 板倉町税条例等の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、さらに続けて議案第50号 板倉町税条例等の一部改正についての提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行されたことに伴い、板倉町税条例等の一部を改正するものでございます。上位法の改正による改正ということでございます。今回の主な改正内容につきましては、個人住民税の給与所得控除、公的年金等控除を引き下げるとともに、基礎控除を引き上げるほか、町たばこ税の税率を同じく引き上げる等の所要の改正を行うものであります。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。これにつきましても、ただいま申し上げた内容そのものでございますので、改めての担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議案第51号 財産の取得について（板倉町防災行政無線戸別受信機）

○青木秀夫議長 日程第7、議案第51号 財産の取得について（板倉町防災行政無線戸別受信機）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、続いて議案第51号 財産の取得について、これは板倉町防災行政無線戸別受信機、防災ラジオ等々の財産の取得ということであります。提案理由を申し上げます。

本案につきましては、板倉町防災行政無線戸別受信機を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。地方自治法の法律第96条第1項第8号は、財産の取得1,000万円以上について議会に同意をいただくということであります。

取得財産の数量につきましては5,000台、うち文字表示機能なしが4,950台、文字表示機能ありが50台でございます。取得の相手方につきましては、東京テレメッセージ株式会社でございます。取得金額につきましては9,522万9,000円、うち消費税は705万4,000円でございます。

以上のものを取得したいというふうを考えておりますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いを申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 議員番号2番、針ヶ谷です。お願いします。

今回の財産取得については、無線戸別受信機を5,000台ということで取得金額が入っているわけですが、この随意契約の中に機械に対する保証期間の契約が入っているのかどうか。入っているとすれば、何年間の保証期間に当たるのか。全員協議会の中では、その期間の中で故障した場合には、台数ある場合は、それを代替えて修繕をしてもらうような話になっていたと思うのですが、その辺をもう一度お願いしたいと思います。期間中に故障した場合の取り扱いについての説明をもう一度お願いいたします。

○青木秀夫議長 落合総務課長。

〔落合 均総務課長登壇〕

○落合 均総務課長 ただいまの針ヶ谷議員のご質問にお答えいたします。

メーカーの保証期間につきましては、全員協議会のときもお答え差し上げましたが、保証期間は1年ということでございます。その保証期間中の代替えについては、町のほうで予備として用意したもので対応も考えてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 ただいまの答弁ですと、保証期間が1年であるということでございます。一応初期の導入につきましては、無償で全戸へ貸し出す形というふうな説明を受けたと思うのですが、これは保証期間超えて機械がふぐあいが生じた場合の修繕費等は自己負担になるのか、あるいはそれが利用できない状態になったときに、新しくそれを自分のうちに導入する際には全額自己負担なのか、あるいは自己負担だとなると、私のうちはまだそれ要りませんよと言ったときにはどういう対応をするのか、その辺までちょっと予定がありましたらお答えいただければと思います。

○青木秀夫議長 落合課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ただいまご質問の関係でございますが、保証期間を超えた部分についての修理については、要綱等で全員協議会の際もご説明申し上げましたが、申しわけございませんが、自己負担をいただくということでお願いをしたいと考えております。また、壊れた場合も代替機というか、その場合と申しますか、要綱どおりで自己負担でご負担をいただいて修理をいただくということで考えております。その際の代替機については、先ほど保証期間については町の予備機ということでお答えいたしましたが、保証期間を超えた場合の修理の代替機についても町のほうで対応してまいりたいというふうには考えております。

以上です。

[[故障した後、お金取られるんだったら要らないと言ったらどうするか]

と言う人あり]

○落合 均総務課長 済みません、質問の答弁のほうで漏れていました。壊れて修理の場合で要らないという方の対応ということですが、やはりそこら辺についてももう一度ご説明をさせていただいた上で取得いただくような形で、まずはお願いはしたいというふうには考えております。

以上です。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[[なし]と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[[なし]と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議案第52号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について

議案第53号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第54号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○青木秀夫議長 日程第8、議案第52号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第10、議案第54号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、続いて議案第52号及び53号、54号につきましては、この件につきましては平成30年度各会計の補正予算でありますので、一括朗読しての説明とさせていただきます。

初めに、議案第52号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。本補正予算につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ912万円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億6,423万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に111万9,000円、県支出金に1万3,000円、寄附金に260万円、繰越金に858万8,000円をそれぞれ追加し、町債から320万円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費に488万3,000円、民生費に112万4,000円、衛生費に43万5,000円、農林水産業費に247万4,000円、教育費に20万4,000円を追加をするものであります。また、地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上が平成30年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

次に、議案第53号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてということで説明を申し上げます。本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,953万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億68万円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金に27万円、繰越金に1,926万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に27万円、諸支出金に1,926万円を追加するものでございます。

以上が平成30年度国保特別会計補正予算（第2号）についてであります。

次に、議案第54号 平成30年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,328万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億27万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金に112万4,000円、繰越金に2,216万1,000円を追加をするものでございます。

歳出につきましては、総務費に112万4,000円、諸支出金に2,216万1,000円を追加するものでございます。

以上、板倉町介護保険特会補正予算（第1号）についてでございます。

以上、議案第52号から53号、54号の3議案を一括してご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い

い申し上げます。これにつきましても課長の説明は予定をしております。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第52号から議案第54号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第54号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○青木秀夫議長 日程第11、認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第15、認定第5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、引き続いて認定第1号から認定第5号まで、この件につきましては平成29年度の各会計の決算でありますので、これを認定いただきたく一括してご説明をさせていただくところであります。

初めに、認定第1号 平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてということであります。平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。当初予算額は歳入歳出ともに58億7,600万円でありましたが、5回の補正予算や前年度からの繰越明許費繰越額を含めた最終予算現額は61億3,480万7,000円となりました。

歳入総額は64億615万6,243円で、予算現額に対する収入割合は104.4%、歳出総額は56億8,557万4,169円でありまして、予算現額に対する執行割合は92.7%となりました。歳入歳出差し引き7億2,058万2,074円の繰り越しとなったところであります。また、翌年度へ繰り越すべき財源1,700万円を差し引いた実質収支額は7億358万2,074円となりました。

主な歳入決算額としては、町税が20億9,296万3,000円で、前年度より1億603万7,000円の増であります。

地方交付税が12億8,329万5,000円で、8,394万1,000円の減でございます。

繰越金が6億949万2,000円で、8,879万4,000円の減。

繰入金が5億8,485万8,000円で、2億8,964万2,000円の減。

県支出金が4億5,959万1,000円で、4,141万8,000円の増。

国庫支出金が4億3,552万9,000円で、3,272万7,000円の減。

町債が3億3,430万円で、7,800万円の減。

地方消費税交付金が2億6,801万4,000円で、1,138万8,000円の増となり、収入総額としては4億5,706万2,000円の減となったところであります。

次に、主な歳出決算額としては、民生費が16億8,239万円で、前年度より2億1,204万3,000円の減。

総務費が13億9,851万2,000円で、3億3,271万1,000円の減。

教育費が6億2,347万3,000円で、1億2,700万5,000円の増。

土木費が4億6,293万5,000円で、6,003万1,000円の減。

衛生費が4億4,581万1,000円で、1億5,294万6,000円の減。

公債費が3億2,816万5,000円で、1,027万2,000円の増。

農林水産業費が3億1,260万円で、5,032万5,000円の増となりまして、歳出総額は5億6,815万2,000円の減となりました。

なお、監査委員さんの審査意見書は、別紙のとおりでございます。

また、平成29年度一般会計における主要施策の成果については、別冊のとおりでございます。

以上が平成29年度板倉町一般会計歳入歳出決算の状況でございます。ご説明を申し上げたところであります。これについても課長の説明は予定をいたしておりません。

次に、認定第2号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入総額は1億5,111万4,457円で、予算現額に対し収入割合は98.8%であります。

歳出総額は1億4,971万3,046円で、予算現額に対し執行割合は97.9%となりまして、歳入歳出差し引き残額は140万1,411円となりました。

また、実質収支額も同額でございまして、翌年度へ繰り越すものでございます。

主な歳入決算額としては、後期高齢者医療保険料が1億743万1,000円で、前年度より1,198万2,000円の増。

繰入金金が4,094万6,000円で、125万4,000円の減。

繰越金金が190万4,000円で、179万1,000円の減となり、歳入総額としては926万1,000円の増となりました。

次に、主な歳出決算額としては、後期高齢者医療連合納付金が1億4,691万7,000円で、前年度より1,164万1,000円の増となり、歳出総額としては983万4,000円の増となりました。

今後も後期高齢者医療制度加入者の健康保持を促進するとともに、年々増加する医療費の抑制に努め、財政健全化の維持を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上が後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算であります。これについても課長の説明は予定をいたしておりません。

次に、認定第3号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定であります。

平成29年度板倉町国民健康保険の歳入総額は24億2,833万3,271円で、予算現額に対し収入割合は98.1%であります。

歳入歳出総額は23億1,916万5,236円で、予算現額に対する執行割合が93.7%でありました。繰越明許費繰越額を含めた歳入歳出差引額は1億916万8,035円となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源250万4,000円を差し引いた実質収支額は1億666万4,035円でございます。翌年度へ繰り越すものでございます。

主な歳入決算額としては、国民健康保険税が4億9,450万7,000円で、前年度より347万2,000円の増。

国庫支出金が4億4,684万5,000円で、8,937万6,000円の減。

療養給付費等交付金が3,014万3,000円で、3,369万6,000円の減であります。

前期高齢者交付金が5億8,349万6,000円で、1億2,943万1,000円の増。

県支出金が1億2,035万3,000円で、1,156万6,000円の減。

共同事業交付金が4億9,906万3,000円で、6,250万7,000円の減。

繰入金が1億2,517万8,000円で、1億5,462万4,000円の減となりました。歳入総額としては1億5,494万4,000円の減となりました。

次に、主な歳出決算額として、保険給付費が13億9,901万8,000円で、前年度より1億1,728万7,000円の減。

後期高齢者支援金が2億5,628万2,000円で、137万3,000円の減。

介護納付金が1億675万8,000円で、383万7,000円の減。

共同事業拠出金が4億8,696万1,000円で、1,757万円の減となり、歳出総額としては1億4,026万6,000円の減となりました。

今後も保険税収率向上対策及び医療費の適正化対策の推進に努め、財政健全化の維持をしまいにたいと考えております。

以上が平成29年度板倉町国保特別会計歳入歳出の決算でございます。

続いて、次に認定第4号 平成29年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は12億5,046万9,736円で、予算現額に対し収入割合は同じく98.1%でありました。

歳出総額は12億2,014万6,181円で、予算現額に対し執行割合は95.7%となり、歳入歳出差し引き残額は3,032万3,555円となりました。また、実質収支額も同額でございまして、翌年度へ繰り越すものであります。

主な歳入決算額としては、保険料が2億6,630万3,000円で、前年度より904万7,000円の増加。

国庫支出金が2億5,360万7,000円で、716万4,000円の増。

支払基金交付金が3億2,412万円で、2,900万9,000円の増。

県支出金が1億6,992万4,000円で、932万8,000円の増。

繰入金が1億9,922万8,000円で、1,274万9,000円の増となり、歳入総額としては7,045万1,000円の増となりました。

次に、歳出決算額としては、保険給付費が11億292万6,000円で、前年度より4,317万8,000円の増であります。

地域支援事業費が4,268万1,000円で、1,875万8,000円の増となり、歳出総額としては7,725万3,000円の増となっております。今後も介護予防に向けた取り組み及び介護給付費の適正化の推進に努め、介護給付費の抑制を図り、財政の健全化を維持しながら進めてまいりたいと考えております。

以上が平成29年度介護保険特別会計歳入歳出の決算でございます。

次に、認定第5号 平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定であります。

歳入総額は1億9,510万1,202円であり、予算現額に対して103.2%、歳出総額は1億8,206万5,053円であり、予算現額に対して96.3%となり、歳入歳出差し引きは1,303万6,149円の繰り越しとなりました。実質収支額も同額でございます。

主な歳入決算額としては、下水道使用料及び手数料が5,598万7,000円で、前年度より272万8,000円の増加

であります。

一般会計繰入金が1億2,332万1,000円で、これも1,224万円の増加であります。

繰越金が1,560万4,000円で、6万3,000円の増となり、歳入総額としては421万3,000円の増となったところであります。

次に、主な歳出決算額としては、下水道総務費が2,702万1,000円で、前年度より414万4,000円の減。

管渠維持費が114万1,000円で、58万3,000円の減。

水質浄化センター費が5,581万6,000円で、1,150万9,000円の増。

公債費が9,808万7,000円で、前年同額であり、歳出総額としては678万1,000円の増となりました。今後も施設の適正な運転及び維持管理を図りながら、費用の抑制に努めつつ、事業の目的である生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを促進してまいりたいと思います。

以上、平成29年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

以上、認定の第5号まで続けてご説明、朗読をさせていただきましたが、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。一括通して課長の説明は予定をしておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。途中失礼がありましたことをおわび申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

ここで、議事進行の都合により、議長を交代するため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時34分)

再 開 (午前10時35分)

[議長、副議長と交代]

○今村好市副議長 再開をいたします。

青木議長にかわり議事を進めます。

ただいま議案となっております平成29年度各会計の決算については、監査委員による決算審査が行われておりますので、監査委員より審査結果の報告を求めます。

青木監査委員。

[青木秀夫監査委員登壇]

○青木秀夫監査委員 ご指名がございましたので、平成29年度の各会計決算についてご報告申し上げます。

平成29年度の各会計決算審査については、平成30年8月3日に実施いたしました。なお、この件につきましては、江田監査委員ともども栗原町長にご報告申し上げます。

それでは、平成29年度板倉町の一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、審査に付された決算書及び附属資料等について、担当職員の説明を聴取し、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査したので、その結果を報告いたします。

まず、審査の総括的意見から申し上げます。平成29年度においては、一般会計及び特別会計を通じた決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされていたものと認めます。

続いて、各会計別についてですが、詳細は提出した決算審査意見書のとおりですので、概要を申し上げます。

す。

初めに、一般会計につきましては、歳入総額64億615万6,243円、歳出総額56億8,557万4,169円、歳入歳出差引額7億2,058万2,074円。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億5,111万4,457円、歳出総額1億4,971万3,046円、歳入歳出差引額140万1,411円。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額24億2,833万3,271円、歳出総額23億1,916万5,236円、歳入歳出差引額1億916万8,036円。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額12億5,046万9,736円、歳出総額12億2,014万6,181円、歳入歳出差引額3,032万3,555円。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額1億9,510万1,202円です。歳出総額1億8,206万5,053円、歳入歳出差引額1,303万6,149円となりました。

以上、総体として、財政も健全に運営されており、有効かつ適切な予算の執行によって町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的は大方達成されたものと評価いたしました。

今後、地方分権、行財政改革を推進していく上で、これらの趣旨を十分に認識し、健全な財政運営の堅持になお一層の努力を期待するものでございます。

以上で、平成29年度の決算審査の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、議案書の最後に意見書がつづいてございますので、ごらんいただきたいと思えます。

なお、議員各位におかれましては、さらに十分なる検討をお願いし、審査報告といたします。

○今村好市副議長 審査の結果の報告が終わりました。

ここで、議長を交代するため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時36分)

再 開 (午前10時37分)

[副議長、議長と交代]

○青木秀夫議長 再開いたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○陳情第4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出について

○青木秀夫議長 日程第16、陳情第4号 群馬大学医学部附属病院に係る特定機能病院の早期承認を求める意見書の提出については、総務文教福祉常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思えますが、ご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、総務文教福祉常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午前10時44分）